



## 9

## 税の軽減

## 所得税の障害者控除

- ◆内容 以下の心身障がいの方または心身障がい者である親族を扶養している方は、勤務先または税務署へ申告すると、所得税が軽減されます。
- ◆対象
- ①身体障害者手帳所持者【1級・2級は特別障害者】
  - ②愛の手帳所持者【1度・2度は特別障害者】
  - ③精神障害者保健福祉手帳所持者【1級は特別障害者】
  - ④戦傷病者手帳所持者【特別項症～第3項症は特別障害者】
  - ⑤原子爆弾被爆者健康手帳所持者で厚生労働大臣の認定を受けている方【特別障害者】
  - ⑥精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方【特別障害者】
  - ⑦常に就床を要し複雑な介護を受けている方【特別障害者】
  - ⑧精神または身体に障がいがある65歳以上の方で、①②⑥に準ずるものとして市区町村長等の認定を受けている方【重度の障害者に準ずる場合は特別障害者】
- ◆控除額 下表「所得税の障害者控除一覧」参照
- ◆問合せ先 足立税務署 ☎ 120-8520 足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎  
TEL 03-3870-8911  
 西新井税務署 ☎ 123-8501 足立区栗原3-10-16 TEL 03-3840-1111

表 所得税の障害者控除一覧

区分	控除額	
	本人の場合	扶養親族の場合※ (当該親族1人につき)
障害者		270,000円
特別障害者		400,000円
同居特別障害者		750,000円

※配偶者控除の適用がない同一生計配偶者や、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を含む。

## 住民税の障害者控除

- ◆内容 勤務先もしくは税務署に所得税の申告または区役所に住民税の申告をすると、住民税の所得割額が軽減されます。また、障がい者本人の合計所得が年間135万円以下の場合は非課税となります。
- ◆対象 所得税の障害者控除の対象と同じ
- ◆控除額 下表「住民税の障害者控除一覧」参照
- ◆問合せ先 課税課課税第一係～三係(区役所中央館1階)  
TEL 03-3880-5231～2、5418 FAX 03-5681-7665

表 住民税の障害者控除一覧

区分	控除額	
	本人が心身障がい者の場合	扶養親族の場合※ (当該親族1人につき)
障害者		260,000円
特別障害者		300,000円
同居特別障害者		530,000円

※配偶者控除の適用がない同一生計配偶者や、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を含む。



## 所得税の所得金額調整控除（特別障害者等を有する者等）

- ◆内容 一定の給与所得者（給与等の収入金額が850万円を超える）の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得金額から控除します。
- ◆対象 特別障害者本人または特別障害者を扶養している方（同一生計配偶者や扶養親族）
- ◆問合せ先 足立税務署 **TEL** 03-3870-8911  
西新井税務署 **TEL** 03-3840-1111

## 住民税の所得金額調整控除（特別障害者等を有する者等）

- ◆内容 一定の給与所得者（給与等の収入金額が850万円を超える）の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得金額から控除します。
- ◆対象 特別障害者本人または特別障害者を扶養している方（同一生計配偶者や扶養親族）
- ◆問合せ先 課税課課税第一係～三係（区役所中央館1階）  
**TEL** 03-3880-5231～2、5418    **FAX** 03-5681-7665

## バリアフリー改修工事をした住宅の固定資産税の減額

- ◆内容 一定の要件に当てはまる住宅のバリアフリー改修工事を行う場合、改修工事完了年の翌年度分（改修工事完了日が1月1日の場合はその年度分）の固定資産税に限り、当該住宅の一戸あたり100m<sup>2</sup>の床面積相当分までの固定資産税の1／3が減額されます。
- ◆問合せ先 足立都税事務所 〒123-8512 西新井栄町2-8-15    **TEL** 03-5888-6211

## 相続税の障害者控除

- ◆内容 相続する方が障害者の場合、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者は20万円）で計算した額が相続税額から差し引かれます。
- ◆問合せ先 足立税務署 **TEL** 03-3870-8911  
西新井税務署 **TEL** 03-3840-1111



税の  
軽減

## 特定障害者に対する贈与税の非課税

- ◆内容 特定障害者（※）の生活費等に充てるために、一定の信託契約に基づいて財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者は6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者は3,000万円まで、贈与税がかかりません。  
※特定障害者とは、特別障害者および障害者のうち精神障がいのある方です。
- ◆問合せ先 足立税務署 **TEL** 03-3870-8911  
西新井税務署 **TEL** 03-3840-1111

## 利子等の非課税

- ◆内容 ①少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）  
預貯金・合同運用信託・特定公募公社債等運用投資信託および一定の有価証券の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子が非課税となります。  
②少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）  
国債および地方債の貯蓄の額面の合計額が350万円までの利子が非課税となります（①のマル優とは別枠です）。  
③郵便貯金の利子所得の非課税制度  
平成19年10月1日の郵政民営化前に非課税の適用を受けて預け入れされた郵便貯金の利子が、満期または解約までの間引き続き非課税となります。
- ◆対象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- ◆問合せ先 各金融機関・証券会社等

## 個人事業税の軽減

- ◆内容 以下の対象の方は、事業税が減免対象または一部課税対象外になります。
- ◆対象 ①前年中の事業所得（他の所得があるときは合算）が370万円以下の障がい者または障がい者を扶養している方  
②一定の視覚障がい者であるま、はり、きゅう等の医業を営む方
- ◆問合せ先 荒川都税事務所 〒116-8586 荒川区西日暮里2-25-1 **TEL** 03-3802-8114

## 自動車等に関する税の減免

- ◆内容 一定の要件に該当し、定められた期限内に申請することにより、自動車税・軽自動車税の減免が受けられます。  
ただし、減免が受けられる自動車等は、以下のいずれにも当てはまるものです。
- ①個人名義の自家用ナンバー  
②障がい者または生計が同じ方が所有  
③障がい者が使用するまたは専ら障がいの方の通院、通学等のために使用される
- ◆対象 下表「自動車等に関する税の減免対象」参照
- ◆問合せ先 【自動車税】 東京都自動車税コールセンター **TEL** 03-3525-4066  
足立自動車税事務所 〒121-0062 南花畠5-12-1 **TEL** 03-3883-2543  
【軽自動車税】 課税課軽自動車税係（区役所中央館1階）  
**TEL** 03-3880-5848 **FAX** 03-5681-7665



表 自動車等に関する税の減免対象

手帳種別・障がい区分		障がいの程度
身体障害者手帳	上肢機能障がい	1級・2級
	下肢機能障がい	1級～6級
	体幹機能障がい	1級～3級・5級
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障がい	1級・2級 移動機能障がい
	視覚障がい	1級～3級・4級の1
	聴覚障がい	2級・3級
	平衡機能障がい	3級・5級
	音声機能または言語機能障がい	3級（こう頭摘出の場合に限る）
	内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸）	1級・3級・4級
	肝臓機能障がい	1級～4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級
	愛の手帳	総合判定1度～3度
精神障害者保健福祉手帳		1級（精神通院医療に係る自立支援医療受給者証をお持ちの方に限る）
療育手帳（道府県発行）		問合せ先までお問い合わせください。
戦傷病者手帳		

※障がいの区分（障がい名）が複数の場合、障がいの程度はそれぞれの障がい区分によります。